社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成３０年度 第２回評議員会議事録

１　開催日時　　平成３１年３月１２日（火）
　　午後２時００分から午後２時３５分まで
２　開催場所　　精華町地域福祉センターかしのき苑１階 会議室Ａ・Ｂ
３　評議員総数　１４名
４　出 席 者
評議員出席者　１３名
松阪治彦　保田邦子　小西明一　田中幸代　白畑丈子
大冨利子　片上智嗣　新田清治　鬼塚章子　片岡哲也
村岡大輔　錦　光榮　田尻儀久
理事出席者　　３名
会長 長谷川　悟　副会長 中畔秀昭　副会長 村瀬由美子
５　評議員欠席者　齊藤裕三
６　議　　案
第２号議案　社会福祉充実計画の承認について
７　議　　長　　大冨利子
８　議事録作成者　滝本美樹（地域福祉課 総務係）
９　議事の経過要領及び議案議決の結果
定刻に至り、定款第１５条の規定により議長選出について出席評議員に諮ったところ、大冨利子評議員が議長に選出された。議長は定款第１６条第１項に定める定足数を満たしていることを確認した後、定款第１７条第２項の規定により議事録署名人を指名したい旨を述べたところ、全員異議なく賛成したので、議事録署名人に小西明一評議員、鬼塚章子評議員の両名を指名し、議案の審議に入った。

第２号議案　社会福祉充実計画の承認について
議長の指示により、事務局長から、平成２９年度より社会福祉法人は毎会計年度、保有財産について事業継続に必要な財産を控除したうえで、再投下可能な財産を算定した結果、社会福祉充実残額が生じた場合は社会福祉

充実計画を策定し所轄庁に提出することになったことを説明。本会においては、平成２８年度決算において社会福祉充実残高が生じたことに伴い社会福祉充実計画の承認を得たが、平成２９年度決算確定額における社会福祉充実残額の変動及び状況の変化に伴い、承認社会福祉充実計画の一部を変更する必要が生じたため、所轄庁との調整の結果、新たに平成３０年度からの計画として届ける必要が生じたため、別紙平成３０年度～３３年度社会福祉法人精華町社会福祉協議会社会福祉充実計画案に基づき、目的及び事業概要、予算規模について提案説明した。

以上の説明を受け、第２号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

質問：新田評議員

デイサービス昼食自炊化事業については、設備だけなのか。それに伴う人件費は含んでいるのか。

回答：事務局長

昼食自炊化事業の４年間の事業費総額 980 万円の内、580 万円が設備費である。残る 400 万円が、調理業務に携わるスタッフの人件費相当となっている。

質問：白畑評議員

デイサービス昼食自炊化事業について、１日の昼食は何人分になるのか。

回答：通所介護課長

約４０人分である。

質問：白畑評議員

それに関するスタッフは１人なのか。

回答：通所介護課長

１人ないし２人で対応している。

質問：田尻評議員

デイサービス昼食自炊化事業について、スタッフは１人ないし２人との回答であったが、人件費は月 10 万円で計算されていると思う。今は非常に人が集まらない状態である。10 万円で２人を雇用するのは、相当難しい状況ではないかと思う。

回答：事務局長

人材確保については、本会だけではなく国レベルの問題にもなってきている。今回のデイサービスの昼食の部分だけでいうと、昼食調理のみであるため、午前１０時頃から正午過ぎまでの短時間勤務で来ていただく。時間給で換算して、おおよそ１か月分で 10 万円程度との見積りになっている。

質問：田尻評議員

人材確保は１人か２人と言われているが、サービスを受ける方に均等にしっかりと、ちゃんと提供できるのかということが一番大事だと思う。また、従前のように業者のお弁当で対応する場合は、業者は責任者を抱えてしっかりと対応している。それを自前でする場合、食中毒の件なども合わせて、責任者をしっかりと置いていく必要があると思う。そのようにしっかりと対応し、サービスを受ける方が満足のいく状態を作っていけるのかが一番大事だと思っている。それが 10 万円でできるのか。できない可能性も出てくるのではないか。

回答：事務局長

現在の流れとして、最低賃金が年々引上げ傾向であり、同じような流れで最低賃金が上がり、更に人材確保が困難な時代に突入していくとなると、時間給など、処遇面も含めて上げていく必要がある。衛生面においても、田尻評議員が言われるように管理者、責任者などの配置を考えていくと更に、人件費の上昇も避けられない状況ということも十分想定される。元々これまでの間、デイサービス事業もずっと実施をしてきているため、責任者は、現場責任者がそのまま兼ねるスタイルを取り、人件費については当面、月額あたり 10 万円でなんとかやり繰りをしていきたい。将来的に更に経費が必要となれば、その部分については適宜、見直しをしていきたいと考えている。その金額については、10 万円の上限額の中でということではなく、時代に合わせて、また、利用者の方の利益を保護するという観点からも、中立な立場からしっかりと見届けていきたいと考えている。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

以上をもって案件の全てを終了したので議長が閉会を宣し、午後２時３５分散会した。

上記の決議を証するため議事録署名人において次に記名押印する。

平成３１年３月１４日

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成３０年度 第２回評議員会

議　長　　印

評議員　　印

評議員　　印